



# 学校いじめ防止基本方針

## 基本姿勢

いじめは、させない！

見過ごさない！

絶対に許さない！

## も く じ

### I いじめ問題に関する基本的な考え方

- ・ いじめとは

### II 未然防止

- 1 児童の様子を知るために
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
- 4 保護者や地域の方への働きかけ
- 5 新型コロナウイルス感染症に関する配慮

### III 早期発見

- 1 いじめに気付く力を高めるために
- 2 いじめの様態
- 3 いじめが見えにくいのは
- 4 早期発見のための手立て

### IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ発見時の緊急対応
- 3 いじめが起きた場合の対応
- 4 迅速に対応するために
  - ・ ネット上のいじめ対応
  - ・ 未然防止のためには
  - ・ 早期発見・早期対応のためには

### V 組織対応マニュアル

- 危機管理 いじめへの対応
- 「重大事態」対応フロー図
- その他

#### 改正について

- 平成28年 11月 2日 一部改正  
平成29年 3月 14日 一部改正  
令和元年 7月 18日 一部改正  
令和3年 4月 1日 一部改正  
令和4年 4月 1日 一部改正  
令和5年 4月 1日 一部改正

日立市立坂本小学校

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、保護者、地域が一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが大切である。

いじめ問題への取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に、教職員が「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが求められている。

- ② いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめに当たるかどうかの判断は、その状況を踏まえた上で、いじめの対象になった児童が心身の苦痛を感じているものである。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ② いじめの態様は、暴力を伴うものや、仲間外れ、無視、悪口等様々である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が進行している場合もあるため、背景にある事情調査を十分に行い、いじめに該当するかどうか判断する必要がある。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する場合がある。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### ・ いじめとは 【いじめの定義】

#### ○ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に減する調査」

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、すべての教職員が「いじめは、どの学級・学校にも起こり得る」という認識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。教職員は、児童・保護者の意識や背景、地域、学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組みを計画・実践する必要がある。

## II いじめの未然防止

### 1 児童の様子を知るためには

#### ① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるようアンテナを高くし、感性を高めていくことが求められている。

#### ②実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態調査の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童の進級、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

### 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

#### ①児童たちのまなざしと信頼

命や人権の尊重、思いやりを大切にする教育活動を積極的に進めるとともに、児童が交友関係や学習、進路、家庭等の悩みを相談しやすい環境をつくり、いじめに向かわない体制を整えることが大切である。また、配慮が必要な児童について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童たちが安心して生活できる環境をつくることも大切である。

#### ②心の通い合う教職員の協力体制

児童は、教職員の一挙一動に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は児童たちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

学校全体で一人一人を大切にする教育を進めるとともに、児童の小さな変化を見逃さない体制を強化し、教職員のいじめ防止に関する専門性や資質の向上を図る。

### ③自己肯定感を高める学習活動や学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童たちを成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

## 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の育成を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

### ①人権教育の充実

いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させることが大切である。また、児童たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

### ②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやることのできる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない」、「許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。

そこで学校は、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

## 4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

## 5 新型コロナウイルス感染症に関する配慮

自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として、改めて考えてみる大切である。悪意がない言動が人権侵害につながることもある。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と情報をもとに適切に行動することが、みんなの人権を守ることにつながる。

## III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

## 1 いじめに気付く力を高めるために

### ① 児童たちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童たちの立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

### ② 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや言動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

## 2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話の SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめが見えにくいのは

いじめは大人の見えないところで行われている。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態がある。

★いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめられている児童には、

- ①親に心配をかけたくない。②いじめられる自分はダメな人間だ。③訴えても大人は信用できない。
- ④訴えられたら、その仕返しが怖い。 などの心理が働くものである。

★ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても見ようとしない」「最近パソコンの前にすわらない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は 即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

## 4 早期発見のための手立て

### ① 日々の観察（児童がいるところには、教職員がいる）

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、児童たちの様子に目を配る。「児童たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童たちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることも大切である。

### ② 観察の視点（集団を見る視点が必要）

成長の発達段階からみると、児童たちは小学校以降からグループを形成し始め、発達の個性差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られる場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

### ③ 教育相談（学校カウンセリング）

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童たちが日頃から相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

### ④ いじめ実態調査アンケート

実態に応じて、随時または定期的を実施する。いじめられている子供たちにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法には配慮が必要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦情を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込むことなく、学校及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが必要である。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

いじめ対策委員会の招集

#### ① 正確な実態把握

見守る体制の整備



- 当事者双方、周りの児童からの聞き取り、記録する。○個々の聞き取り
- 関係職員と情報を共有 ○全体像の把握

## ②指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。 ○共通理解を図る。 ○役割分担を考える。
- 教育委員会等の連携を図る。

## ③児童への指導・支援

- 児童を保護し、心配や不安を取り除く。 ○人権意識をもたせる。

## ④保護者との連携

- 協力を求め、今後の学校との連携を話し合う。

## ⑤今後の対応

- 継続的な指導
- カウンセラー等の活用
- 心の教育を充実した学級経営

## 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせてただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

### ①いじめを知らせた児童を守り通す

- 場所・時間等に慎重な配慮を行う
- 事実認識はそれぞれ別な場所で行う
- 教職員の目の届く体制を整備する。

### ②事実認識と情報の共有

- 第三者からも詳しく情報を得る。○保護者対応は、複数の教職員で対応する。
- 管理職の指示のもと、連携と共有を随時行う。
- 配慮すべき情報例
  - ・誰がだれをいじめているのか。 ・いつ、どこで起こったのか。 ・どんな内容のいじめか。どんな被害か。
  - ・いじめのきっかけは。 ・いつ頃から、どのくらい続いているのか。

## 3 いじめが起きた場合の対応

### ① いじめられた児童に対して

- 児童に対して**
  - 共感することで心の安定を図る
  - 秘密を守る
  - 解決できる希望がもてるようにする。
  - 自尊感情を高める
- 保護者に対して**
  - 発見したその日のうちに、家庭訪問をする。事実関係を直接伝える。
  - 学校の指導方針を伝え、今後の対応について考える。

## ②いじめた児童に対して

**児童に対して** ○児童の背景に目を向ける ○いじめられる側の気持ちを認識させる  
**保護者に対して** ○正確な事実を説明 ○いじめられた側のつらい気持ちを伝える

## ③周りの児童たちに対して

○当事者だけの問題にしないで、学級・学年・学校全体の問題ととらえる。  
○いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気である。

## ④継続した指導

○継続した十分な観察 ○教育相談・日記等などからの情報の把握 ○褒めて、自信をつけさせる。 ○関係機関との連携、活用 ○いじめのない学級づくりへの取組みを強化する。

## 4 迅速に対応するために

○学校の雰囲気

いじめは起こらないだろう（錯覚） → どこでも起こる（本質の認識）

○教職員の意識

もし、おこったらどうしよう（不安） → 注意深く見る（積極的な姿勢）

○いじめの兆候

児童たちで解決させよう（抱え込み） → 相談しよう（報告・連絡・相談）

### ① ネット上のいじめ対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷等を、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめをおこなうものである。

### ②未然防止のためには

学校では限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、指導していくことが重要である。

《保護者会で伝えたいこと》(未然防止の観点から)

児童たちのパソコン・携帯電話・ゲーム機器等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりをおこなうことが必要である。

ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えてしまう。

- 発信した情報は多くの人にすぐに広まる。
- 匿名でも書き込みした人は特定できる。
- 違法や有害情報が含まれている。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招く。
- 1度流出した情報は、簡単に削除することができない。

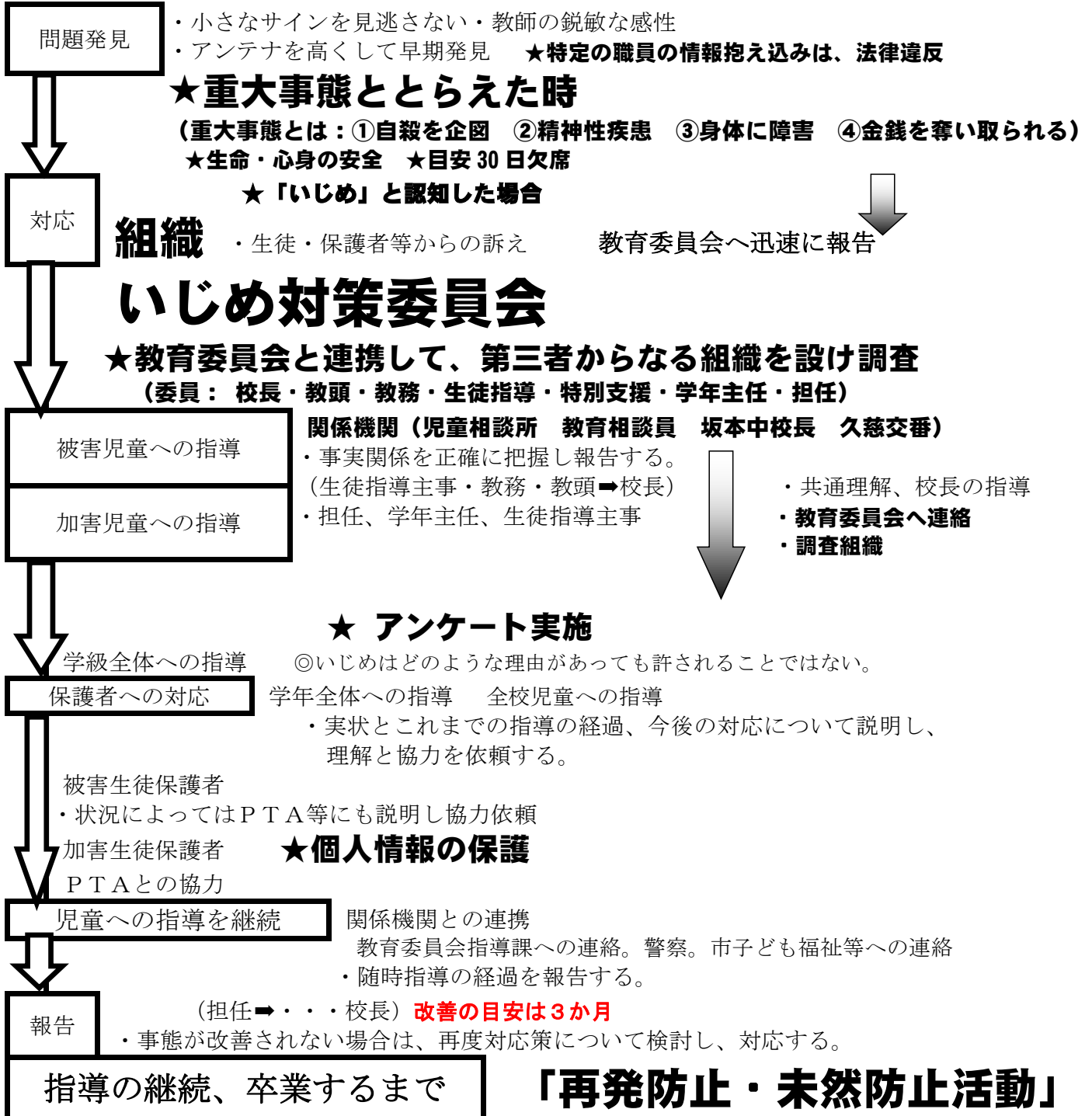


### ③早期発見・早期対応のために

- 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
- 無書き込みや画像の削除に向けての指導

## V 組織対応マニュアル

# 危機管理（いじめ防止基本方針）いじめへの対応

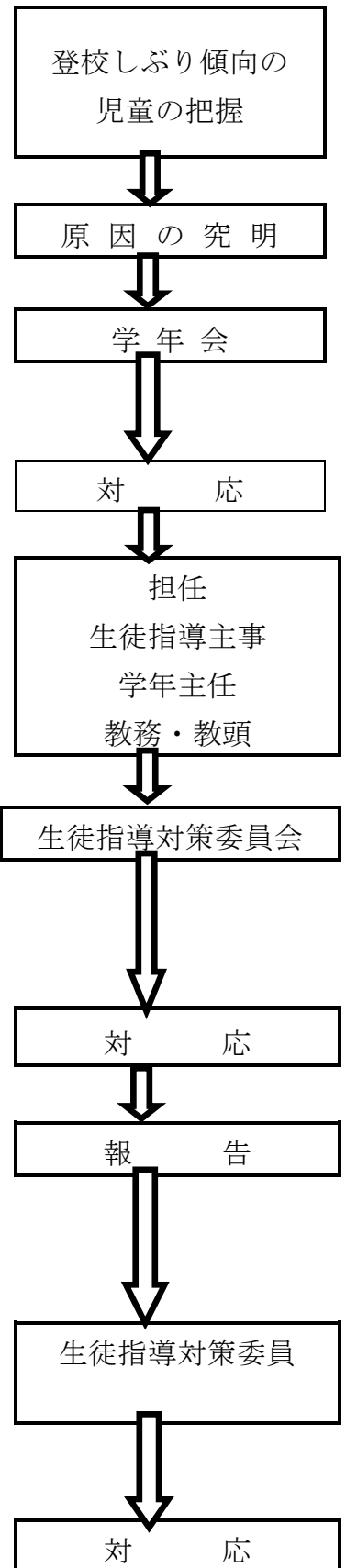
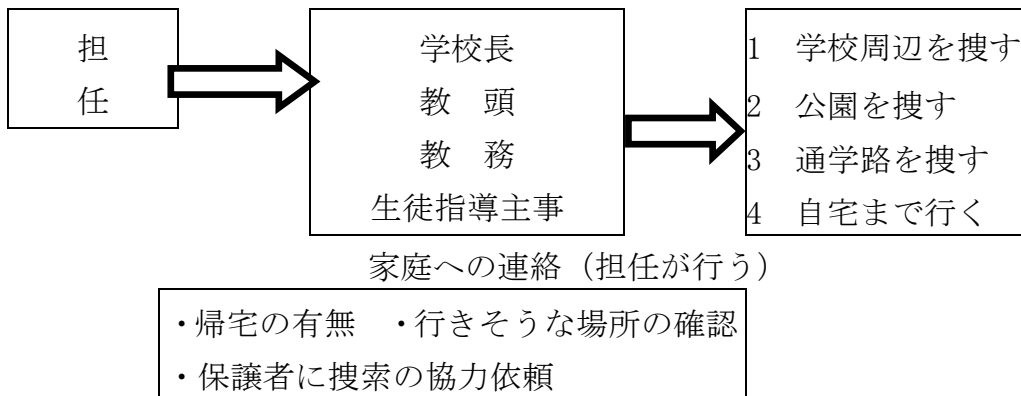


# 危機管理マニュアル（いじめ防止基本方針）

## 不登校や登校しぶりへの対応

### （いじめによる場合もふくむ）

- 1 休みがちな児童、休み時間に一人である児童、保健室、相談室によく来る児童を把握する。  
（担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主事）
- 2 児童が休む要因、保健室来室の原因の究明にあたる。  
（担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主事）
- 3 状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。  
（学年会，生徒指導対策委員会）
- 4 対応策に基づいて指導にあたる。
- 5 指導の経過について随時報告し、指導を継続する。  
（報告→学校長）
- 6 定期的に生徒指導対策委員会等で進捗状況について検討する。
- 7 指導を継続して見守る。  
《校内で児童の姿が急に見あたらなくなった時の対応》  
職員室へ連絡      近くの搜索



いじめによる不登校は、重大事態となる。